

第 59 期 定時株主総会 招 集 ご 通 知

日 時 2025年6月27日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場 所 博多サンヒルズホテル
瑞雲

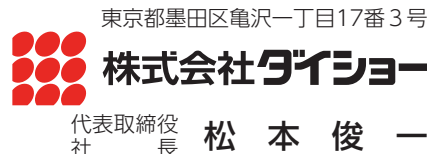
決議事項 議案 剰余金処分の件

目次

株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	3
株主総会参考書類	5
事業報告	6
計算書類	19
監査報告	28

(証券コード：2816)
2025年6月6日

株 主 各 位



第59期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第59期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第59期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.daisho.co.jp/>



（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「企業情報」「IR情報」「株式について/株主総会」を順に選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。）

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）ウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「ダイショー」または「コード」に当社証券コード「2816」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、**2025年6月26日（木曜日）午後5時30分までに**議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

【議決権行使についてのご案内】

郵送による議決権行使のご案内 3頁

インターネットによる議決権行使のご案内 4頁

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 福岡市博多区吉塚本町13番55号
博多サンヒルズホテル 瑞雲
(末尾記載の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第59期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）事業報告
及び計算書類の内容報告の件

決議事項 議案 剰余金処分の件

4. 招集にあたっての決定事項

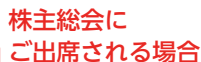
- (1) インターネットによる方法と書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。またインターネットによる方法で複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとしたします。
- (2) ご返送いただいた議決権行使書において、議案につき賛否の表示をされない場合は、賛の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
3. 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。



株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2025年6月27日(金曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)



議決権行使書用紙に議案に対する賛否を
ご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月26日(木曜日)
午後5時30分到着分まで



次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月26日(木曜日)
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

▶こちらに議案の賛否をご記入ください。

案議

- 賛成する場合 ≫ 「賛」 の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」 の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

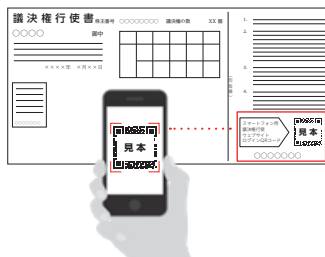
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9:00～21:00）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案

剰余金処分の件

当社の利益配分の基本方針は、収益に応じて株主の皆様へ安定的な利益配当を継続することを最重要政策としつつ、将来に向けての企業体質の強化や研究開発及び設備投資等に資するための内部留保を充実させることを基本としております。

第59期の期末の剰余金の配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開並びに財務状況等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

これにより、2024年12月に実施いたしました中間配当金（1株につき9円）を加えまして、当期の年間の配当金は1株につき18円となります。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

株式の種類	1株当たり金額	総額
普通株式	9円00銭	86,874,408円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月30日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 200,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 200,000,000円

以 上

事業報告 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用、所得環境が改善するなか景気は緩やかな回復基調が続きました。一方、国際的な天候不順や長期化する地政学リスク、為替変動による原材料価格等のコスト上昇は国内経済に影響を与え、さらにアメリカの政策動向が与える影響による懸念も加わり、依然として先行き不透明な状況が続きました。

食品業界におきましては、上昇しつづける原材料価格や労働コスト、物流費へ対応するために、多くの食品の値上げが続きました。一方で、個々の健康状態や嗜好に合わせた製品や多様化する調理スタイルに合わせた製品などの高付加価値製品の開発など、利益獲得への取り組みが見られました。また、サステナビリティへの取り組みとして、フードロス削減のための食品リサイクルや持続可能な生産活動へのシフトが進みました。

このような状況のもと、当社では2025年3月期を最終年度とする中期経営計画の「強み」に磨きをかけ、市場・顧客を開拓する「強い体力づくりへの投資で飛躍の基礎を固める」「社会・社員から信頼される企業体制を構築する」という3つの基本戦略を着実に遂行しつつ、企業としての存在価値を高め、事業環境変化に対応した収益構造の改革と持続的成長の実現を進めてきました。また「ビジョンの追求」を当事業年度の重点課題のひとつとして掲げ、ダイショーの未来価値向上に向けた「ダイショー・ブランディング・プロジェクト」を実行いたしました。このなかで今後の活動指針となるVISION「“楽しい味”で世界にプラスを。」を策定し、これを軸に「ファン（FAN/FUN）を大切にする会社」づくりを目指す取り組みを開始いたしました。

製品群別の概況は、以下のとおりであります。

製品群別売上高 (百万円)

製品群	期別	第58期 (前期／2024年3月期)	第59期 (当期／2025年3月期)
液体調味料群		18,970	19,714
粉体調味料群		3,969	4,078
その他調味料群		2,411	2,448
合 計		25,351	26,241

製品群別売上構成比 (百万円)

その他調味料群

2,448

9.3%

粉体調味料群

4,078

15.5%

液体調味料群

19,714

75.2%

製品群別の概況

液体調味料群 売上高 197億14百万円（前期比103.9%）

液体調味料群の小売用製品においては、本格的なお店のメニューが簡単に調理できる製品として投入した有名中華シェフ監修の製品や『豚からの素』などの新製品が堅調に推移するなか、当社の焼肉のたれのなかでも最も支持を集めている『秘伝 焼肉のたれ』の新シリーズとして、粒感の大きいにんにくを配合するなど“にんにく感”に特化した『秘伝 焼肉のたれ にんにく5倍』が好調に推移しました。鍋スープ類では、平均気温の高い状況が続くなか『明太クリーム鍋スープ』や『豆乳担々鍋スープ』を「暖冬でも楽しめる新製品」として投入しました。また、前期に引き続き好評の「名店監修」シリーズへあらたに投入した『名店監修鍋スープ らぁ麺飯田商店鶏だし醤油味』や人気ドラマ「孤独のグルメ」の劇場版とのコラボ製品が売上を牽引いたしました。業務用製品では、スープ類が順調に売上を伸ばすなか、手軽に炭火焼の風味を再現でき彩りよいねぎを加えた『炭火焼風 ねぎ塩ソース』を中心に多様なフレーバーで展開しているオイルソース類や惣菜向けのソースなどの売上が増加いたしました。

粉体調味料群 売上高 40億78百万円（前期比102.8%）

粉体調味料群においては、小売用製品の『味・塩こしょう』シリーズが堅調に推移しました。業務用製品においては、猛暑による調理機会の敬遠などの影響もあり惣菜向けのスパイス類が好調に推移いたしました。

その他調味料群 売上高 24億48百万円（前期比101.5%）

その他調味料群においては、小売用製品では、夏の子育て家庭を対象とした『レタスがおいしいパリ麺サラダ用セット』などのサラダ用揚げ麺調味料セットのクローズドキャンペーンを実施しました。また、定番製品の「スープはるさめ」が、低カロリーで満足感が得られるため食事の副菜など様々な食シーンで使いやすいことから売上を伸ばしました。さらに、業務用製品も好調に推移いたしました。

以上の結果、当事業年度における売上高は、262億41百万円（前期比103.5%）となりました。利益につきましては、増収を達成したものの、原材料価格や労務費等の製造コストの上昇の影響は大きく、営業利益は6億56百万円（前期比73.7%）、経常利益は6億73百万円（前期比74.8%）、当期純利益は4億58百万円（前期比76.5%）となりました。

2. 設備投資及び資金調達の状況

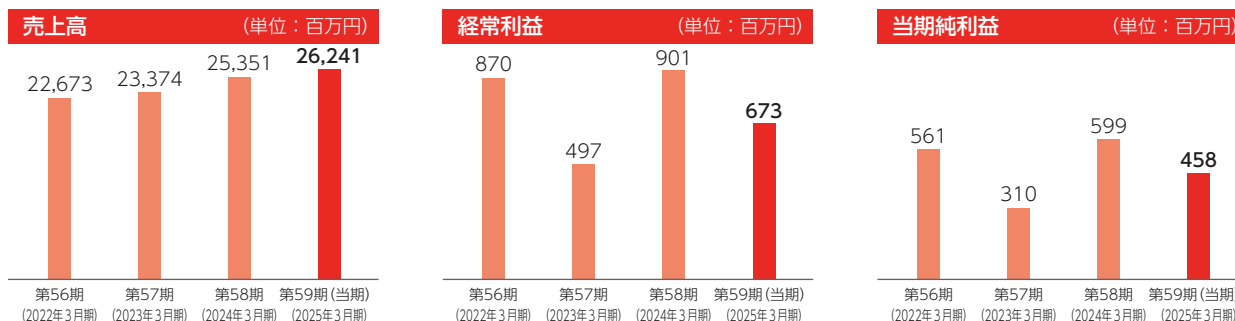
当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は、35億34百万円となり、生産拡大に備えた工場の増築（30億2百万円）及び生産設備の増設、更新並びに合理化投資（4億7百万円）などであります。

これらの資金については、金融機関借入金及び自己資金にて対応しております。

3. 財産及び損益の状況

区 分	第56期 (2022年3月期)	第57期 (2023年3月期)	第58期 (2024年3月期)	第59期（当期） (2025年3月期)
売 上 高（百万円）	22,673	23,374	25,351	26,241
経 常 利 益（百万円）	870	497	901	673
当 期 純 利 益（百万円）	561	310	599	458
1株当たり当期純利益（円）	58.21	32.21	62.06	47.48
総 資 産（百万円）	15,664	15,352	16,393	18,705
純 資 産（百万円）	8,949	9,090	9,538	9,799
1株当たり純資産額（円）	927.13	941.79	988.12	1,015.25

（注）1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算定しております。



4. 対処すべき課題

日本の人口減少により市場縮小は現実になりうるものであり、また、核家族や単独世帯の増加、共働き、調理スタイルの変化などが食生活に大きく影響し、その変化が加速していくものと予想されます。加えて、消費者の生活防衛意識や節約志向、食の安全への要求の高まり、食品ロスや物流危機などの環境・社会問題など、数多くの課題への取り組みが求められています。このような状況のなか、当社は以下の点を重要課題としてとらえ、継続的成長の実現と企業価値の向上を図ってまいります。

① 売上の継続的成長

- ・販売体制を再構築し、企画提案力の向上に取り組み、成長分野である業務用製品、即食向け製品の販売展開に注力してまいります。
- ・市場の変化を先取りし、付加価値と魅力ある製品開発に取り組み、販売力とコスト競争力の強化を図ってまいります。

② 食の安心・安全

- ・FSSC22000等の食品安全規格に則った生産を行うとともに、さらなる製品品質・衛生管理レベルの向上に取り組んでまいります。

③ 事業基盤の強化

- ・原材料調達、在庫管理、人員配置、生産計画、物流体制、販売・広告活動等、あらゆるコストについて生産性向上に取り組み、経営の効率化を進めてまいります。
- ・教育・人事諸制度の充実、職場環境の改善により、個々の社員の能力を発揮できる環境を整備し、将来にわたる成長力、収益力のある企業体質を目指してまいります。
- ・SDGsを見据えた持続可能な社会と事業成長の両立の実現に向け、様々な取り組みを実行し、企業としての社会的責任に対する要請に応えてまいります。

5. 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

焼肉のたれ、鍋スープ、ソース類等の液体調味料及び味・塩こしょう等の粉体調味料の製造販売並びにこれに附帯関連する一切の事業を営んでおります。

6. 主要な営業所及び工場（2025年3月31日現在）

	名 称	所在地
本 社	東京本社	東京都墨田区
	福岡本社	福岡市東区

	名 称	所在地
主 要 な 工 場	関東工場	茨城県小美玉市
	九州工場	福岡県糟屋郡
	福岡工場	福岡市東区
	福岡第二工場	福岡市東区

	名 称	所在地
主 要 な 営 業 所	福岡支店	福岡県糟屋郡
	鹿児島支店	鹿児島県鹿児島市
	沖縄支店	沖縄県宜野湾市
	広島支店	広島市安佐南区
	松山支店	愛媛県松山市
	関西営業部	大阪市中央区
	名古屋支店	愛知県一宮市
	首都圏営業部	東京都墨田区
	圏央営業部	相模原市緑区
		埼玉県上尾市
	仙台支店	仙台市若林区
	札幌支店	札幌市東区

7. 従業員の状況（2025年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
677名	11名減	39.1歳	13.9年

（注）従業員数は就業員数であり、臨時従業員数は400名（最近1年間の平均人員）であります。

2 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 24,000,000株
2. 発行済株式の総数 9,868,800株 (自己株式216,088株を含む)
3. 株 主 数 21,340名 (単元未満、自己株式含む)
4. 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持株数 (単位：株)	持株比率 (単位：%)
(有) 山 田 興 産	2,442,800	25.30
一般財団法人金澤記念育英財団	1,488,000	15.41
松 本 賢 子	853,338	8.84
ダ イ シ ョ ー 従 業 員 持 株 会	261,269	2.70
松 本 洋 助	206,000	2.13
(株) 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	180,000	1.86
松 本 俊 一	96,172	0.99
(株) 福 岡 銀 行	94,080	0.97
松 本 ひ か る	75,172	0.77
松 本 寿 子	64,172	0.66

(注) 1. 当社は自己株式216,088株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

氏 名	地 位	担当及び重要な兼職の状況
松 本 洋 助	代表取締役会長	一般財団法人金澤記念育英財団 理事長
松 本 俊 一	代表取締役社長	
坂 田 恵 補	専 務 取 締 役	営業本部長
矢 野 宏 一	取 締 役	生産本部長
根 岸 宏 樹	取 締 役	商品本部長兼調達部担当
三 浦 和 信	取 締 役	管理本部長兼経営企画室長兼品質保証部担当
本 郷 伸 介	社 外 取 締 役	本郷知財総合事務所 所長
牛 塚 良 信	常 勤 監 査 役	
成 清 一 郎	社 外 監 査 役	
中 野 宏 治	社 外 監 査 役	中野宏治公認会計士事務所 所長

- (注) 1. 取締役本郷伸介氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役成清一郎氏及び中野宏治氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 監査役成清一郎氏は、長年警察行政に携わり、各種のリスクマネジメントに関する幅広い知識と見識を有しております。
5. 監査役中野宏治氏は、公認会計士の資格を有し、長年内部統制監査、会計監査に関する業務に携わり、経理・財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 専務取締役坂田恵補氏は、当事業年度中の2024年6月27日付で常務取締役から専務取締役に就任いたしました。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社定款においては、社外取締役及び社外監査役の会社法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは一定の限度を設ける契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点では当社と社外取締役、社外監査役との間で責任限定契約を締結しておりません。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は役員及び執行役員等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益または便宜を得た場合や犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締役規程に違反することを認識しながら行った行為などの場合には填補の対象としないこととしております。

4. 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月2日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針といたします。具体的には、業務執行取締役の報酬は固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等により構成し、支払うことといたします。

2. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じ、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案し妥当な水準を決定するものといたします。

3. 業績連動報酬等の額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

業績連動金銭報酬等は、当該年度の業績水準（経常利益）及び年度業績目標の達成度に基づき、各取締役の担当事業部門の業績及び重点施策の推進状況を反映した現金報酬とし、算出された支給額を賞与として毎年、一定の時期に支給いたします。目標は、業績に関わる重要な経営指標（売上高、経常利益等）といたします。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	支給人数 (名)	報酬等の種類別の額（百万円）			合 計 (百万円)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	9 (1)	189 (2)	18 (0)	—	208 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	9 (4)	1 (0)	—	10 (5)
計 (うち社外役員)	12 (3)	199 (6)	19 (0)	—	218 (7)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬等に係る業績指標は、「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等 3.業績連動報酬等の額の算定方法の決定に関する方針」のとおりです。当該指標を選択した理由は、成果を示す数値として最も適切と考えるためであり、その実績は8頁の「3.財産及び損益の状況」に記載のとおりであります。
3. 取締役の報酬限度額は、2010年6月29日開催の第44期定時株主総会において、年額3億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名です。また、監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第40期定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。
4. 取締役会は、代表取締役会長松本洋助氏に対し各取締役の基本報酬及び業績連動報酬等の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

5. 社外役員に関する事項

① 他の法人との重要な兼職の状況及び当社と当該法人との関係

区 分	氏 名	重要な兼職の状況	当社との関係
取 締 役	本 郷 伸 介	本郷知財総合事務所 所長	特別の関係はありません。
監 査 役	成 清 一 郎	重要な兼職はありません。	特別の関係はありません。
監 査 役	中 野 宏 治	中野宏治公認会計士事務所 所長	特別の関係はありません。

② 主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	本 郷 伸 介	当事業年度に開催された取締役会7回すべてに出席いたしました。 主に弁理士としての専門的な知識・経験を活かし、当社の知的財産戦略や法令順守をはじめとする経営全般において助言を行っております。また、取締役会において、客観的・中立的立場で取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監 査 役	成 清 一 郎	当事業年度に開催された取締役会7回、監査役会7回すべてに出席し、長年警察行政に携わってきた経験・見地から発言を行っております。
監 査 役	中 野 宏 治	当事業年度に開催された取締役会7回、監査役会7回すべてに出席し、財務・会計の専門家としての経験を活かした発言を行っております。

4 会計監査人の状況

1. 名 称 有限責任監査法人トーマツ

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|----------------------------|-------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の監査業務に係る報酬の額 | 22百万円 |
| ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 22百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 責任限定契約の内容の概要

当社定款においては、会計監査人の会社法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは一定の限度を設ける契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点では当社と会計監査人との間で責任限定契約を締結しておりません。

5. 解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会社都合の場合の他、当該会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合、もしくは監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障を来す事態が生じた場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

5 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法並びに会社法施行規則に定める「株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」に関する基本方針として「内部統制システム構築の基本方針」を定めており、その内容は下記のとおりです。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 取締役及び使用人の職務執行は、「業務分掌規程」により各担当部署の業務分掌を明確化し、「組織管理規程」及び「職務権限決裁基準表」に基づき、各職位の責任と権限を定めており、この規程に則った運営で業務の効率性と法令、定款に適合した業務運営を行う。
 - イ. 当社はコンプライアンスの基本原則に基づいて制定した「ダイショー企業倫理 5つの視点」を順守する。
 - ウ. 監査室は、適切な業務運営体制を確保すべく、「内部監査規程」に基づき専任者を設け内部監査を実施する。
 - エ. 当社は、反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、毅然とした態度で対応する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ア. 取締役は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき、別途定める「文書取扱規程」及び「情報セキュリティ管理規程」に従い適切に保存及び管理を行う。
 - イ. 保存及び管理されている文書等は、取締役並びに監査役がいつでも閲覧できるようにする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ア. 取締役及び使用人は、当社の損害を防止するため、別途定める「危機管理規程」、「コンプライアンス規程」、「内部情報管理及び内部取引防止規程」及び「民事暴力対策規程」等に従い業務運営を行う。
 - イ. 危機が発生した場合は、必要に応じて対策本部を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め適切かつ迅速に対処するものとする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ア. 取締役会は経営に関する重要事項の決定並びに各取締役の職務執行状況の監督を行う。
 - イ. 職務執行の効率化のため、「組織管理規程」、「稟議規程」の整備・運用により、役割・責任を明確にし、権限委譲を図る。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ア. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、協議のうえ、補助使用人を配置するものとする。
- イ. 要請を受け配置する場合の補助使用人は、その属する組織が取締役の下にある場合でも、独立性確保のため監査役補助職務の専任とし、その補助使用人の人事異動・評価等はあらかじめ監査役に相談し、これを決定する。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役（会）に報告するための体制その他監査役（会）への報告に関する体制
 - ア. 取締役及び使用人は、法令違反、社内規則違反あるいは社会通念に反する行為等が行われていることを知った場合、「内部通報規程」に則り速やかに報告・相談し、通報責任者は、その報告・相談事項について重要と判断した場合には監査役に報告する。
 - イ. 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、その職務の執行に関する事項の説明をすることとする。
- ⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ア. 監査役は、各部門等で開催される各種会議にいつでも出席できる。
 - イ. 監査役は会計監査人及び内部監査室と緊密な連携を保ちつつ、相互補完、相互牽制の立場に立って効率的な監査が実施できる体制を整備する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記の「内部統制システム構築の基本方針」及び関係諸規程に基づき、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。また、内部監査部門による定期的な業務監査等の実施を通じて、法令、定款及び関係諸規程の順守状況を確認し、判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用を図っております。

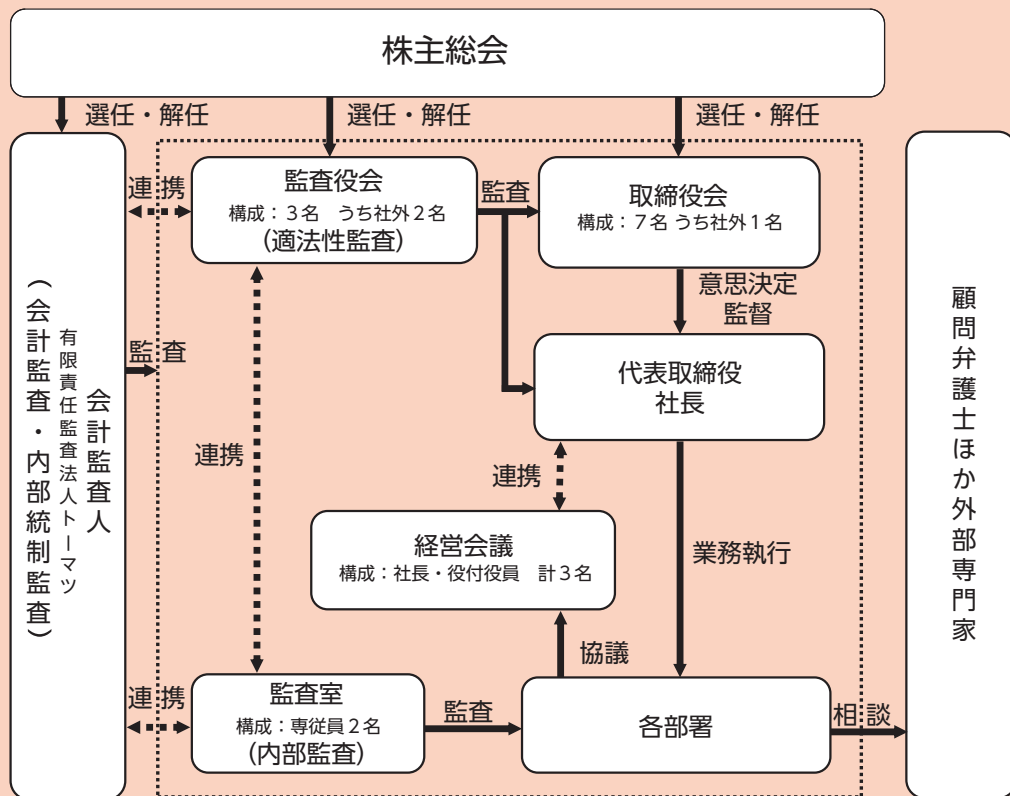
3. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備の状況

- ① 基本的な考え方
 - 反社会的勢力の排除は、企業の社会的責任とともに企業防衛の観点からも必須のことであり、反社会的勢力からの不当要求等には決して応じない。
- ② 整備状況
 - ア. 「行動規範」に反社会的勢力排除を規定し、社内外に徹底を図っている。
 - イ. さらに「危機管理規程」の中で、反社会的勢力からの不当要求をリスクと捉え、組織として対

応する旨規定し、また、別途規定する「民事暴力対策規程」に基づきそのような団体等からの不当要求に対処することとしている。

- ウ. 反社会的勢力の排除に向け、他企業との情報共有化及び警察との協調関係構築のため、「福岡県企業防衛対策協議会」に参加し、地域企業及び福岡県警察本部と交流、情報交換を図っている。
- エ. 反社会的勢力からの不当要求等に対し担当部署は総務人事部とし、全部門からの情報は総務人事部に集約され、総務人事部が窓口となり、経営トップをはじめ組織全体で事態に対処することとしている。

(ご参考) コーポレート・ガバナンス体制の模式図



2025年4月1日現在

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	7,788	流動負債	4,969
現金及び預金	2,588	買掛金	2,133
受取手形	7	1年内返済予定長期借入金	320
売掛金	3,268	リース債務	222
商品及び製品	1,331	未払金	1,567
原材料	446	未払費用	145
前払費用	45	未払法人税等	49
その他	105	未払消費税等	12
貸倒引当金	△5	預り金	35
固定資産	10,916	賞与引当金	463
有形固定資産	9,652	役員賞与引当金	19
建物	1,754	固定負債	3,936
構築物	455	長期借入金	2,440
機械及び装置	986	リース債務	435
車両運搬具	8	退職給付引当金	551
工具器具備品	50	長期未払金	495
土地	2,801	その他	14
リース資産	568		
建設仮勘定	3,024		
無形固定資産	24	負債合計	8,905
ソフトウェア	9	純資産の部	
リース資産	7	株主資本	9,725
その他	7	資本金	870
投資その他の資産	1,240	資本剰余金	379
投資有価証券	259	資本準備金	379
長期前払費用	18	利益剰余金	8,589
繰延税金資産	594	利益準備金	90
敷金保証金	235	その他利益剰余金	8,498
その他	133	別途積立金	7,950
貸倒引当金	△1	繰越利益剰余金	548
資産合計	18,705	自己株式	△114
		評価・換算差額等	74
		その他有価証券評価差額金	74
		純資産合計	9,799
		負債及び純資産合計	18,705

損益計算書

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		26,241
売上原価		16,541
売上総利益		9,700
販売費及び一般管理費		9,043
営業利益		656
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	5	
不動産賃貸料	7	
保険解約返戻金	21	
その他	14	49
営業外費用		
支払利息	31	
その他	0	32
経常利益		673
特別利益		
債務免除益	10	10
特別損失		
固定資産除売却損	1	
減損損失	29	
店舗閉鎖損失	35	66
税引前当期純利益		618
法人税、住民税及び事業税	111	
法人税等調整額	48	159
当期純利益		458

株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

項 目	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
				別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	870	379	90	7,450	764	8,304
当期変動額						
別途積立金の積立				500	△500	－
剰余金の配当					△173	△173
当期純利益					458	458
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）						－
当期変動額合計	－	－	－	500	△215	284
当期末残高	870	379	90	7,950	548	8,589

項 目	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△114	9,440	97	9,538
当期変動額				
別途積立金の積立		－		－
剰余金の配当		△173		△173
当期純利益		458		458
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			△22	△22
当期変動額合計	－	284	△22	261
当期末残高	△114	9,725	74	9,799

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの …… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、原材料 …… 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金 …… 従業員への賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

③ 役員賞与引当金 …… 役員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金 …… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

ア. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

イ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

製品又は商品の販売に係る収益は、主に液体・粉体調味料等の製造又は仕入商品の卸売等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて製品又は商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、製品又は商品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品又は商品に対する支配を獲得して充足されると判断しており、出荷時から納品時までの期間が通常の期間であるため、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、引渡時点又は出荷時点で収益を認識しております。また、顧客に支払う対価として販売費及び一般管理費にて計上していた一部の費用については、売上から減額しております。製品又は商品の販売に関する取引の対価は、履行義務の充足時点から概ね2ヶ月以内に受領しております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 8,917百万円
- (2) 国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は108百万円であり、その内訳は、建物27百万円、構築物9百万円、機械及び装置71百万円であります。
- (3) 取締役及び監査役に対する長期金銭債務 495百万円
- (注) 取締役及び監査役に対する長期金銭債務は、将来の退任時に支給する予定の退職慰労金に係る債務であり、長期未払金に計上しております。

3. 損益計算書に関する注記

減損損失

当社は、関西地区における営業所統廃合を決定したことに伴い、営業所（リース資産）について投資額の回収が見込まれなくなり、帳簿価額を回収可能価額まで減額したことによる減損損失29百万円を計上しております。

回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため回収可能価額は零として評価しております。

なお当社の減損会計適用にあたっての資産のグルーピングは、継続的に損益の把握を実施している単位を基礎として事業の種類に地域性を加味して行っております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首残高	当事業年度末残高
普通株式（株）	9,868,800	9,868,800

- (2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首残高	当事業年度末残高
普通株式（株）	216,088	216,088

- (3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	86	9.00	2024年3月31日	2024年6月28日
2024年11月5日 取締役会	普通株式	86	9.00	2024年9月30日	2024年12月2日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	86	9.00	2025年3月31日	2025年6月30日

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	192百万円
長期未払金	155
賞与引当金	141
その他	144
繰延税金資産小計	636
評価性引当額	△10
繰延税金資産合計	625
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△31
繰延税金負債合計	△31
繰延税金資産の純額	594

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.46%から31.36%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）が10百万円増加し、法人税等調整額が11百万円、その他有価証券評価差額金が0百万円それぞれ減少しております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社では、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、売上債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を随時把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である買掛金は、その全てが一年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では、月次で資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、買掛金及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額（＊）	時 価（＊）	差 額
(1) 投資有価証券			
其他有価証券	259	259	－
(2) 長期借入金	(2,760)	(2,720)	△39
(3) リース債務	(658)	(661)	3

（＊）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要で観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合 計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	259	－	－	259

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合 計
長期借入金	－	2,720	－	2,720
リース債務	－	661	－	661

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規契約を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル２の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規契約を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,015円25銭
1 株当たり当期純利益	47円48銭

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
液体調味料群	たれ	9,045
	ソース	3,199
	ドレッシング	121
	スープ	7,349
小計		19,714
粉体調味料群	粉末調味料	4,028
	青汁	50
小計		4,078
その他調味料	仕入商品	258
	その他	2,189
小計		2,448
顧客との契約から生じる収益		26,241
外部顧客への売上高		26,241

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針（4）収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格
当社において、個別の契約が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

9. その他の注記

退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の退職一時金制度及び確定拠出型の退職給付制度を設けております。
なお、確定給付型の退職一時金制度には、退職給付信託が設定されております。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	680百万円
勤務費用	51
利息費用	5
数理計算上の差異の発生額	△10
退職給付の支払額	△52
退職給付債務の期末残高	674

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	150百万円
期待運用収益	2
数理計算上の差異の発生額	23
年金資産の期末残高	175

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	674百万円
年金資産	△175
未積立退職給付債務	499
未認識数理計算上の差異	51
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	551
退職給付引当金	551
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	551

④ 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	51百万円
利息費用	5
期待運用収益	△2
数理計算上の差異の費用処理額	1
確定給付制度に係る退職給付費用	55

⑤ 年金資産に関する事項

ア. 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの金額は、次のとおりであります。

株式	76百万円
現金及び預金	97
その他	1
合計	175

(注) 年金資産はすべて企業年金制度に対して設定した退職給付信託であります。

イ. 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑥ 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.8%
長期期待運用収益率	1.5%

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、97百万円でありました。

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月8日

株式会社ダイショー

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

宮 寄 健

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

照 屋 洋 平

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ダイショーの2024年4月1日から2025年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第59期事業年度における取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- 事業報告等の監査結果
 - 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月9日

株式会社ダイショー 監査役会

常勤監査役 牛塚良信 印

社外監査役 成清一郎 印

社外監査役 中野宏治 印

以上

定時株主総会会場ご案内図

会場

博多サンヒルズホテル 瑞雲

福岡市博多区吉塚本町13番55号 TEL 0800-100-1176

お願い

当日は駐車場の混雑が予想されますので、
お車でのご来場はなるべくご遠慮願います。

交通

電車でお越しの方

JR吉塚駅から徒歩3分

地下鉄馬出九大病院前駅から徒歩7分

バスでお越しの方

西鉄バス

吉塚営業所となり



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。